815
3

舊府政

撰要集抜萃

禁令

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

寛政二戌年八月廿六日阿部伊勢守殿ニ而
同九月朔日出書店ニ而申渡候

此度書物屋共仲間之儀相改候ニ付上書写

別書面之通被仰渡候間仲間行事共申合 可相守候

戌九月 日

町年寄

法度

藝者

此度書物屋共仲間之儀相改候ニ付申渡

一 書物類近年新板物之儀新規ニ仕立候事無用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

此度中村々御普請出来之上御年貢

之儀者御勘定所ニ而申渡候処上ニ而申聞候而

差出候ハヽ取計可有之候様以之候

之上者伊賀守申上候趣を以御沙汰有之

候様被成御勘定奉行共ニ申渡候

候ニ付御勘定奉行ニ申達候

中村御代官中而被仰渡候

午八月

小笠原右近将監

井戸對馬守

午九月朔日伊賀守殿被渡

以上

右之通一ヶ条遣ス候事

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

二而者右御触書之趣相守候様可被申付候

之承り去年申付置候帳面ニ而無之候ハヽ

趣ニ付而ハ来年ゟ可致吟味候去年之寄帳

之写取置来る十四日迄ニ差出可申候

来月廿日迄ニ相極可申尤去年

中より名主年番名主之内へ

差出可被申候以上

月

節倹

安永五年申十二月町触

一 此度御法事ニ付御役人方其外諸向へ

去年十月相触置候通中元歳暮

之祝儀并音物等之儀去年より

当年十月迄相止候様申渡候

一 惣而祝儀事之儀ハ御法事相済候

迄ハ右之趣相守可申候

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

外國

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

一 [illegible]書[illegible]上者
[illegible]之[illegible]重[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

一 庫右囲蔵番所
一 同所上番所
一 同所三番所
一 同所船河岸番所
一 手近揚場番所
一 同所中番所 搦所
一 同所出張勤番所内番

[illegible]
一 二之橋番所
一 [illegible]
一 御蔵三番蔵 [illegible]
一 [illegible]番所 [illegible]
一 出水番所
一 辻番所

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

法度
平民大船

河中ニ而捌付之者ニ而も夫々見廻り候様可申
打払候筈ニ候、此段申達候様可致
漕候ニ付、大船御用ニ付追々右之者
共ニ而も船形御見廻可申、尤右之船
船方共ハ右之筈ニ候間、其段相心得
大船御用ニ付、差支無之様可致候
可相触候

六月

文久元年酉七月五日若年寄ゟ町奉行江
相渡并有無問合ニ付右之通来書掛紙
之上通達之同月七日返上

向々江一同相達候

大目付江

下谷和泉橋通
亀井隠岐守家来医師池田多仲宅
種痘所之儀、先達而家来
之者共申合取建候処、此度相願右種痘
所之儀、右者同業之者共集会致、牛痘之

種法施療致候間右望之者共ハ猶更深ク
相試療治請候様一同之者ニ右之趣町中江可觸知
候也
右之通町奉行江相達候間両人江寄之可申付
相觸候
七月
一 町奉行江達書并書面写（右之通）

右之通町中江一同之分相觸候
小川仙春院
半井通春院 江達
種痘所之儀ニ付戸塚静海伊東玄朴伊東
貫斎竹内玄同申立之趣も有之候ニ付此度
別紙之通相觸候右ニ付而者静海始申合

時々種痘所ニ出席致、銘々見込候之役
掛紙 医学所ニ
出来候程尚又其之規則相立、種痘之儀ハ
勿論初心之者共治療教導方ニも為相
励、追々御用立候者出来候様一同心掛、精々
其外費無之、其間ニ一同ニ可被相達候事

御書添て

文久二酉年正月廿四日老中久世大和守ヨリ達

町奉行江

覚

種痘所之儀、建ニ付而ハ其地所を始都而取規
流之建ニ付右地所之住居之者共便宜取上ヶ候ニ付
御代地之儀ハ御下ヶ後流派手當も可被成下、其上

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

志之儀者、御金蔵番衆之永続方仕法
勘弁いたし、一両三拾斗与申儀連而被仰渡候如
種痘所之儀者以来者諸人信仰一向信向与
申場合ニも無之、殊ニ当時世上困窮之折柄
中之下通鋤申渡候、依而追々右之諸人淳篤
者ニ付而御届申候而御出席有之候ニ付一町
年寄共より町之重立候者共ニ得与為申

合銘々支配限者、猶又志有之候者者人別、
無漏為申聞候様之仕法ニ而候、先般池田
播磨守勤役中同人儀支配名主共より御伺之上
候通申聞候、尚厚致勘弁可相成丈ケ当
三月中迄取調、但馬守書面名主共以中被申付候得
町年寄館市右衛門江厚心得世話致候名主共
得与申合、其町之名主支配限り其者人別為

相糺候處一同申仁恵ニ而も意も雑言相
有之候得共何分ニも在處之罰候處出来
志之無之候ニ而中ニ而も許ニ而候中ニ而も
有之候得共識之儀ニ成し速ニ種々離
織之補ひニも有之候事哉ニも有之ニ而見い候之
法人一統信向自中ニも無之鉢之当時之柄
及雑混ニ相成候ニ付聞取ニ而候ニ而も無之

之上者外之致方も無之篤与申上候通御用金
相之趣ニ而訳違有之候無之候一段と呼出
強而及利解上納方も有之候得共其上り仕
兼何分ニも当時之場合余儀も無之次第ニ
申候ニ付右者之諸御見合之趣も有之此度
之儀者恐入候得共不及御沙汰方之候様ニ
奉存ニ付之段申上候以上

酉七月

石谷因幡守

黒川備中守

文久元酉年十月六日

中渡

種痘所之儀以来

西洋医学所

右之通相唱候事

十月

右之通於[illegible]町奉行所被仰渡

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

書式

條約未濟國ノ國民ノ

名票

何年何月ニ雇住中何某ノ

本日居留地取締局ノ名簿ニ登載

セシ事ヲ此書中ニ證ス

神奈川縣廳ノ命ニ因リ

横濱外國人居留地取締

長官

千八百六十七年十二月

神奈川縣廳ニテ

書式

一 居留地取締局ニテ條約未濟ノ國

民ヲ其名簿ニ登載スルノ手數料

熟タレバ其外非人ハ其外書名籍ニ記
載スル事ニ付当月十六日第二号布告セル
布告ノ本日ヨリ施行スベシ且其非人
其外名籍ニ記載スル期限ハ来ル廿
十二月廿一日迄ニ来テ其戸数ヲ定メ
ヘシ

一 此事ハ布ニ達文モ有ル事書ニ之ヲ示ス
達文中解セザル其外非人ハ達文中見ベシ

一 其外非人中ノ居住セル所ニ居ル人ハ宜ク此事ヲ中
其居住人ニ堂ヲ益カレルモ中知ス
右届ケ之事必ず承知可有之
コルテイドーメ

千八百六十七年 十二月廿三日

国立国会図書館　　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

聞說橫濱開港以來或有
未盟國民私刑同盟國民
而來者清國人最為多矣
聞有檀開舖生
業者況有困
詭謀百出以
不為不少等由甚為不詳

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

本當逐名查問提回本國只怕訣辈一旦進退維谷呼籲之聲喧起示覽不忍為也蓋觀天下萬國大勢互相交通往来之便一時寓于開港之地者隨處隨有此固理之所故照萬國公法從權默許訣人民等寓居本港如有孤客子然一身冒涉萬里滄溟而来無如仰遵其國法令靠依無門孤掌難鳴者宜垂仁至如奸徒刁民犯法背教而害良民者應照國律嚴行

慫治汝等未（未）
洞悉此意竟
有誤此諭
丁卯十月

横濱大關

凡清國籍民来住干本港
者無論何等身分本月初
一日為始限三十五天内
必當親来投名干本公署
圖籍以得名牌而遵我法
令受我保護無此牌者發
覚之日嚴行處治堅不寛

容各須體會此意

丁卯十月

名牌貴閣列于左

每名應洋十五員　讀碑

每名仝　七員　工築人僕

每名仝　三員　缺偏不書

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

815
3

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3